

議案第62号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和7年6月25日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教 育 長 渋 谷 正 宏

(提案理由)

育児部分休業制度の拡充に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月　　日

杉並区教育委員会教育長　　渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第　　号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「あっては、」を「あっては」に改め、「2分の1日」の次に「とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用講師として在職した期間

第24条第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「部分休業」に改める。

第24条の2第1項中「第8号」を「第6号に掲げる期間にあっては3分の2日」とし、第9号」に改め、「、2日」を「2日とする。」に改め、「（1日）の次に「（第6号に掲げる期間にあっては、3分の2日）」を加え、同項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）部分休業をしている会計年度任用講師として在職した期間

第24条の2第4項中「介護休暇」の次に「又は部分休業」を、「については、」の次に「それぞれ」を加え、「合計した時間」を「それぞれ合計した時間」に改め、同条第5項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附　則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| (期末手当の欠勤等日数) 第24条 第23条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第11条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第12条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に <u>あっては</u> 2分の1日 <u>とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）として換算した日数（1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に <u>あっては</u> 2分の1日 <u>とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用講師として在職した期間 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は <u>部分休業</u> により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 4 略 (勤勉手当の欠勤等日数) | (期末手当の欠勤等日数) 第24条 第23条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第11条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第12条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に <u>あっては</u> 2分の1日 <u>とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）として換算した日数（1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に <u>あっては</u> 2分の1日 <u>とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は <u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）</u> により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 4 略 (勤勉手当の欠勤等日数) |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第6号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第9号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第6号に掲げる期間にあっては、3分の2日）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 部分休業をしている会計年度任用講師として在職した期間</p> <p>(7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、介護休暇又は部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数（以下「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>5 第3項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び</p> | <p>第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第8号に掲げる期間にあっては、2日）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、介護休暇_____により勤務しない期間については、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数（以下「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>5 第3項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間 又は子育て部分休暇 により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 6 略 | 1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間、 子育て部分休暇又は部分休業 により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 6 略 |